

議案第 1 1 号

狭山市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する
条例

狭山市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例（平成 6 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号」の次に「。以下「政令」という。」を加える。

第 6 条の見出し並びに同条第 1 項及び第 2 項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。
別表第 1 に次のように加える。

柏原鳥之上地区地区整備 計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された 柏原鳥之上地区地区計画の区域のうち、地区整備計 画が定められた区域
上広瀬西久保地区地区整備 計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された 上広瀬西久保地区地区計画の区域のうち、地区整備 計画が定められた区域

別表第 2 に次のように加える。

柏原鳥之上 地区地区整備 計画区域		(1) 公衆浴場 (2) 診療所 (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これら に類するもの (5) 自動車教習所 (6) 畜舎 (7) カラオケボックスその他これらに類するもの
上広瀬西久 保地区地区 整備計画区 域	A 地区	(1) 公衆浴場 (2) 診療所 (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類する もの (5) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これら に類するもの (6) 自動車教習所 (7) 畜舎 (8) カラオケボックスその他これらに類するもの (9) 住宅 (10) 共同住宅、寄宿舎及び下宿 (11) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用 途を兼ねるもの (12) 図書館、博物館その他これらに類するもの

		<p>(13) ボーリング場、スケート場、水泳場その他政令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>(14) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(15) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物又は産業廃棄物の処理業の用に供する建築物</p> <p>(16) 法別表第2（る）項第1号に掲げる事業を営む工場又は施設</p> <p>(17) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定する火薬類の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>(18) 物品販売業を営む店舗又は飲食店（店舗又は飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以内かつ当該地区内の工場で製造し、又は加工する製品を主に販売し、又は提供する附属施設を除く。）</p>
--	--	--

別表第4中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第5に次のように加える。

柏原鳥之上地区地区整備計画区域		10,000平方メートル。ただし、10,000平方メートル未満の土地で、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項の規定による仮換地の指定又は同法第103条第1項の規定による換地処分を受けたもののうち、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用する場合はその敷地面積
上広瀬西久保地区地区整備計画区域	A地区	10,000平方メートル

別表第6に次のように加える。

柏原鳥之上地区地区整備計画区域		<p>(1) 都市計画道路（東京狭山線及び笹井柏原線）の道路境界線から10メートル（地区整備計画で地区施設として定められた公園内の建築物、10メートルに満たない距離にある建築物、建築物の部分又は工作物で、管理上必要最小限度の付帯施設及び建築物の敷地面積が1,000平方メートル未満の土地を除く。）</p> <p>(2) 前号以外の道路境界線及び隣地境界線から2メートル（2メートルに満たない距離にある建築物、建築物の部分又は工作物で、管理上必要最小限度の付帯施設及び建築物の敷地面積が</p>
-----------------	--	--

		1,000平方メートル未満の土地を除く。)
上広瀬西久保地区地区整備計画区域	A地区	(1) 地区外周道路の道路境界線及び当該地区の外周となる隣地境界線から10メートル(10メートルに満たない距離にある建築物、建築物の部分又は工作物で、管理上必要最小限度の付帯施設を除く。) (2) 前号以外の道路境界線及び隣地境界線から2メートル(2メートルに満たない距離にある建築物、建築物の部分又は工作物で、管理上必要最小限度の付帯施設を除く。)

別表第7に次のように加える。

柏原鳥之上地区地区整備計画区域		31メートル
上広瀬西久保地区地区整備計画区域	A地区	31メートル

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成31年2月20日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山都市計画地区計画の変更に伴い、柏原鳥之上地区地区整備計画及び上広瀬西久保地区地区整備計画の区域内における適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、当該区域内の建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めるとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。